

明治前期における地方学事の模索と教育認識

湯川文彦

はじめに

明治前期の地方学事は、学制・教育令といった基本法令や文部省政策をふまえて、各府県内の膨大な試行錯誤を要するものだった。それゆえに、諸施策が直線的に進行するのではなく、地方学事担当者たちの様々な意見が飛び交うなかで模索された。本稿では、こうした地方学事の模索のなかで提起された様々な意見を分析し、その背景にある思想や社会情勢を読み解くことによって、同時代の教育認識の特性を描き出すこととする。

これまで学制はその画一性ゆえの限界に直面し、自由化ないし現実化を余儀なくされたと評されてきた¹。教育令についても、行きすぎた自由化路線による混乱、第二次教育令における「干渉主義」への転回が強調された²。金子照基は、当該期の教育行政の特徴を、中央集権的画一主義教育行政の地方分権主義への転換に求めている³。一方、地方学事をめぐっては、土方苑子は東京府を対象に、近代小学校が近世以来の慣習（旧慣）を背景に、多様な存在形態をもって立ち現れたと指摘する⁴。坂本紀子は静岡県を対象に、小学校を支える地域社会の基盤形成について、学区取締らの活動や町村会の合意形成に注目しつつ論じている⁵。

学制の画一性が地方の批判にさらされた点については、実際の課題意識はより複雑であったと考える。画一性にはそもそも身分制解体後の社会を「公平」の理念によって規定するという地方の期待もあり、どこまでを画一とし、あるいは柔軟に取り扱うのかは大きな問題であった。さらに、この問題を複雑にしていたのは、旧慣及び「民意」への対応である。地方学事は、旧慣の助けを得ながら展開しているが、それゆえに旧慣からくる限界にも直面せざるを得なかった。また多くの人民の協力を要する事業ゆえに、民情への配慮、民意の反映が重要な意味をもっていたが、民意はかならずしも事業を安定的に支えるものとは限らなかった。議会制導入により制度化される「民意」もまた、事業に安定と混乱の双方を与え得るものであったと考えられる。

本稿では、地方学事の模索と教育認識の特徴を捉えるため、旧慣・「民意」への対応に注目しつつ、各地の地方学事史料をもちいて検討する。

1. 「公平」への期待

(1) 「公平」であること

明治5年（1872年）8月の学制頒布をうけて、各府県では学制布告書の趣旨にもとづき、それぞれ告諭書を作成・頒布した。学制布告書は「学問は身を立るの財本」としてすべての人民に「学問」の必要性を訴え、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と宣言した。各府県の告諭書は学制布告書の趣旨をよりわかりやすく解説するとともに、府県内人民の生活に即した説明を加えるなど、地方学

事の方針を具体化している。明治5年9月の秋田県庁告諭書では「学問ハ士農工商貴賤男女ヲ分タズ、各々日用当行ノ務、家職産業ヲ治ル事ヲ学ブ為ナレバ、人タル者誰カ学ニ就カザルベキ」としたうえで次のように述べる⁶。

其学校ナル者ハ衆人ノ為ニ設クル者ニシテ、其教師ナル者ハ衆人ノ為ニ立タル者ナリ。今人其子弟ヲ師家或ハ私塾ヘ委託シテ其教育ヲ受ルトキハ則謝金塾費ヲ出シテ其師ニ報ズルハ必然ノ事ナリ。学校ハ唯公ケニ置キ広く設ケタルノミニテ、師家私塾ト其理ニ致アルニ非ズ。生徒教授ヲ蒙リ啓発ヲ受ルノ恩ヲ思フトキハ受業料ヲ出シテ其勞ニ報ゼザルヲ得ズ。士〔士〕人我子弟ヲシテ知識ヲ開キ才芸ヲ長ゼシムルヲ思フトキハ、学費ヲ出シテ後生ヲ勸メザルヲ得ズ。富豪ノ者郷俗善美ニ趣ムベキ、吾産業ノ繁盛ナルヲ思フ思フトキハ、学資ヲ納メテ学校ヲ保護セザルヲ得ズ。故ニ学校ハ官費ヲ不仰、民費ヲ以テ維持スルハ当然ノ理ナリ。従来学校ハ国家オヲ養フ士大夫以上講習ノ所トナシ、一切官費ニ委セシ事ナレドモ、世ノ文明ニ赴クニ從ヒ朝廷今日ノ宜ヲ裁成アラセラレ、学問ヲシテ天下ニ普及セシメ、公平ノ法ヲ立ラレシコト故、士民能其意ヲ体認シ、其子弟ノ賢明ヲ希ヒ、其郷里ノ繁盛ヲ望ム者ハカヲ戮〔勤〕セ、心ヲ同フシ、有志ノ者ハ人ヲ募リ、有財ノ者ハ金ヲ納レ、城市郷村各其大小ニ從ヒ多少小学ヲ設クベシ。

本告諭書は、学制布告書の趣旨に沿いつつ、二つの特徴を示している。

第一に、学問・学校・教師が身分・貧富の差によらない公平な存在であると明示した点である。学制は政府が「学問ヲシテ天下ニ普及セシメ」るべく「公平ノ法ヲ立」てたものであるとし、「学問ハ士農工商貴賤男女ヲ分タズ」「其学校ナル者ハ衆人ノ為ニ設クル者ニシテ、其教師ナル者ハ衆人ノ為ニ立タル者ナリ」とした（傍点湯川）。これは新政府の統治理念である「公平」を持ち出しつつ、身分制解体後の新たな社会を想像させるものだった。これは学制に限ったことではない。たとえば、地租改正法に付された「上諭」（明治6年7月28日）では、人民の租税負担が「従前其法一ナラズ、寛苛輕重率ネ其平ヲ得ズ」、これを地租改正によって「公平画一」にし、税負担の不公平を解消すると強調した⁷。地租改正に関する府県告諭書においても、従来の租税負担の不公平を「封建制度ノ偏執」によるものと糾弾したうえで、地租改正の趣意は「日本全国ヲシテ税法均一ナラシメ、地ニ輕重ノ租ナク、民ニ甘苦ノ差ナカラシメントノ御仁恵」にあると説明している（明治9年1月、熊谷県告諭書、群馬県立文書館所蔵）。廃藩置県後、府県庁が新たな施政に取り組む際、その施政を正当化する理念こそ「公平」であった。

第二に、従来の学び（寺子屋・私塾の学び）を支えてきた慣習（私）を学校（公）に引き込もうとした点である。学制にはその施行のための人的・財政的裏付けが欠けており、全国の学校整備は人民の協力的にはなし得ないものだった。そこで鍵を握るのが、地域社会内で培われてきた人民の旧慣である。新規の「学校」を設立・維持するために、旧慣と「学校」をいかに結びつけるかが課題とされたのである。

(2) 「公平」にすること

学制における「公平」の理念をどこまで具現化すべきなのか。この問題は、学制施行過程で随所に立ち現れた。学校現場における「公平」は、一斉教授法の採用という形で具現化されたが、従来の身分・職に応じた学びにはない手法ゆえ、実現するためには各地の学事担当者たちの対応が不可欠となった。明治7年2月25日、酒井成師（磐前県学区取締）は村上光雄（同県権令）宛意見書において、次のように指摘する⁸。

県内各学校では各時間区々の授業が行われているが、これを改めてすべての学校において「同時間ニハ同ジ書ト器械トヲ以テ教授」しようとするれば、まず書籍器械を整え、次に教師を選するべきである。「書器アリト雖モ、教師無キトキハ画餅ニ過ギズ。教師アリテ書器ナキモ亦正則ニ從フ能ハズ。是故ニ此ニツ

「ハ方今学校ノ一大急務也」。書籍器械の購入には資金を要するが、各学区の集金では賄いきれないため、「今般非常ノ断ヲ以テ手形ノ法ヲ行」い、数年をかけて償却する。こうすれば「未開ノ民強テ出金セシムルノ煩勞ナク、学校ノ旺盛期シテ待ツベキカ」。

酒井は「正則」への画一化を「画餅」に終わらせないため、まず書籍器械を揃えるための資金を補填しようとした。「未開ノ民」は、政府の改革事業をよく理解しない者たちを指す常套文句だが、それだけ学制にいう学問・学校が人民にとって縁遠いものだったことが窺える。周知の通り、学制における学資金の収集法は、授業料・寄附金・学区内集金の3種類が規定されているが、政府・文部省では学制制定当初より、新規の学校に対して、人民の意志にもとづく出金では十分な資金を集められないとして、学区内集金の重要性を強調していた⁹。しかし、酒井は学区内集金の困難を認め、「手形ノ法」での資金補填を案出している。教育の公平化を図るため、費用負担の公平化にはこだわらない方策といえる。

もちろん、学問・学校の意義を知らしめることも、この改革事業には必要不可欠な要素である。同県官員の松本英忠は「正則」にもとづく「模範」校を設立することで、人民に「正則」教育の意義を実感してもらう必要があると指摘する¹⁰。ただし、十分な資金を注ぎ、良教員を集めて設立する「模範」校は、学校ごとの教育内容の差異を広げることとなる。

「公平」を体現するのが地方学事および学校であるとすれば、不公平な措置は批判の対象となる。明治9年の第一大学区第一回教育会議では、関東地方の各府県学務課員が連日地方学事について議論をかさねたが、「学資集徴ノ議」の審議において、文部省から府県へ配付される小学扶助委託金の府県内分配法をめぐる意見が対立した。清浦奎吾（埼玉県）は人口を基準とする配分を主張したのに対し、古川良輔（栃木県）はこれを「不公平」と批判し、学齢人口に応じた配分を主張した。清浦は古川説に対して次のように反論している¹¹。「学齢ト雖ドモ就学セザルモノアレバ学齢ニ配與スルモ未ダ公平ヲ得ズ。故ニ之ヲ就学生員ニ配與スルヲ最公平ナルモノトス。然レドモ就学生ハ日ニ増シ月ニ加ハル者ナレバ、之ヲ調査スル甚ダ難シ。由テ均シク公平ヲ失スレバ、猶人口ニ配與スルノ其平定ヲ得ルニ如カズ」と。清浦は学齢人口のすべてが就学しているわけではないため（明治初期の就学率は30～40％程度）、学齢人口を基準としても公平にはならないと指摘する。就学者数を基準とすれば最も公平となるが、就学者数が日々変動する現況ではその調査は困難である。こうして、清浦はいずれも公平を失するものとしたうえで、人口基準が妥当との結論に達している。

また、明治8年6月、福地常好・保坂盛和（東京府郷村区長）はその意見書において、府下公立小学校18校が官費支弁なのに対して、その他は民費支弁である点を「不公平之処分」と指摘し、「税額一般同一」とすることを要求した¹²。また、同年同月、渡辺惟一（東京府第八大区八小区戸長）は、小学校保護方法について「当今公私立学家塾等ノ名称其趣キ大同小異ナレ共、僻遠ノ村里ニ至テハ其弁別迷惑鬱悶ヲ生ジ、夫ガタメ保護方法ニ差支候類少トセズ。依之可成公立一定致度、然ル上ハ衆庶一般学校ノ不可欠肝要ナル事了解易カルベシ」と主張し、学資金収集には人民一般への賦課と「豪商富農」らの寄附金を併用し、地方民会の審議をつうじて「衆議公平ニ処分スベキ」であるとした¹³。東京府では旧来の寺子屋・私塾を私立学校として温存し、新設の公立学校に官費を投入したが、区戸長たちは一連の措置で生じた不公平な費用負担や不揃いな学校群を問題視していた。なお、私学が公学普及を図ろうとする者たちからの批判にさらされるのは、その教育内容の異同だけが理由ではない。明治11年5月の第一大学区第三回教育会議において、神奈川県庁は「私学校仮規則ヲ設ケシ大意」と題して私学取締を要する理由を次のように説明した¹⁴。人民が学校設立費用の負担を厭うのは「私学ノ学費ハ只其子弟アルモノ之ヲ出スノミニシテ、子弟ナキモノハ一銭半厘モ出スニ及バザルガ故ナリ」。従来の学びの費用は、自らの子どもの学びに対する謝

礼であり、人民にとって、学制における学区内集金のように、子どもの有無にかかわらず学区の人民で費用を負担する方法は馴染みのないものだった。従来の費用負担の慣習を引き継ぐ私学の存在は、公学の費用負担法への違和感を強める結果を招いているというのである。

以上のように、学制施行については、一方では新政府の統治理念、廃藩置県・身分制解体をうけた新たな社会の創出と連動し、「公平」の理念を具現化することを求められたが、他方では人的・財政的裏付けを欠くなかで、急な公平化は困難であり、実際には公平ではない旧慣を活用することで緒に就いた。したがって、地方学事にはつねに旧慣への期待と批判が並存していたと考えられる。次節では旧慣の活用をめぐり各地で生じた議論を、論者たちの欧米情報の活用をも視野に入れて検討する。

2. 旧慣の活用と文明開化

(1)旧慣への対応

「正則」にもとづく授業の実現には、それを教えられる教員の養成・確保が前提となるが、それを待っているのは時間がかかりすぎる。各府県では速やかな学制施行に向け、対策を講ずることとなった。明治6年(1873年)2月、杉孫七郎(秋田県令)・平川光伸(秋田県権令)は大木喬任(文部卿)宛伺書において次のように求めた¹⁵。「未ダ正則二応ズベキ教員モ無之」ため正則通りの授業は困難であるため、当面は「臨時之処置」を取りたい。具体的には、入学年齢・学科順序・研究(年長者)・文体(内外の「当時通行之諸体」)・算(珠算筆算籌算〔算木を用いた計算法〕の併用)など柔軟に実施する、と。これに対し、文部省はなるべく正則に照準する事を条件にこの「臨時之処置」を承認している。

もっとも、いつまでこうした「臨時之処置」が続くのか、先が見通せない問題も残る。明治8年6月、福島信平(東京府第一大区四小区平民)は府下学事の遅滞を認めて次のように指摘する¹⁶。国家の急務は「富国強兵人才」にあり、人・財増殖の最良の方法は学校である。学校法則は盛大に定められたものの、府下学事は不十分である。「有志ノ集金」によって学校設立を求めれば遅延は避けられない。従来の家塾を私立学校とした「家塾学校ト唱ルモノ」は教師1名で「百余ノ生徒」を教える方法に耐えられず、杜撰のものも少なくない。ゆえにこれらを廃止し、新たに教師を選んで毎小区に2、3ヶ所の小学校を新設する。そして「卑賤ノ者、月謝ナクシテ自在ニ学ニ就シムル時ハ、終ニ府下ニ無学ノ徒ナク」、人財増殖すればいずれ西洋諸国に比肩する国家となるだろう。学校設立資金には「諸賦金」を充てる。諸賦金は「俳優芸妓等ノ遊民ヨリシテ取立ル所」のものなので、学校設立資金とすれば「彼輩モ難有感佩可仕」、区戸長においても各小区限り有志による献金を募ることとする、と。

福島は学制施行の遅さの原因を、①「有志」の資金に頼った学資金収集法、②従来の家塾の温存による一斉教授法への移行困難、③貧民の就学困難にあると捉えた。対策としては、家塾の廃止と賦金の活用による学校新築、貧民の無月謝就学の実施を挙げている。家塾の旧慣を廃する一方、旧慣による賦金に活路を見いだそうというのである。

貧民の就学費用の支援については、人民一般に公平な就学を促すうえで不可欠とされた。第一大学区第一回教育会議では、「就学奨励ノ議案」第四項に「貧ニシテ就学スル能ハザルモノハ、学資ヲ給スル方法ヲ設ク可シ」が掲げられ、満場一致により可決されている。

ただし、この学資給付金の原資は富民の寄附金とされ、富民が貧民を救済する形になる。中澤三郎(熊本県傍聴人)は貧民が無月謝入学した場合、卒業後受けた学資を償却させることを建議した。これに対し、古川良輔(栃木県)は、原資が「貧民給助」を目的とする寄附金であることを理由に、償却の必要なしと

論じた。中澤は「償却セシムルハ人間ノ義務ヲ知ラシムル為メノミ」と食い下がったが、古川は「富人ノ貧人ヲ助クルハ亦タ其義務ナリ」として譲らなかつた。結局、採決では古川説が賛成多数（19名）を得て中澤説賛成者数（8名）を大きく上回った。中澤が貧民にも等しく「人間の義務」があると主張したのに対して、古川らは「富人の義務、を根拠として、償却の不要を論じたのである。

貧富にかかわらず人民に共通の義務があるとする考えは、貧民救済の議論においてしばしば表明されている。たとえば明治8年、柴原和（千葉県令）は自著『県治方向』において次のように説く。自己の能力を「暴棄」し、「独立スベキ権利義務ヲ喪失」してみだりに他人の救助を求めるのは「惰民ノ通情である」と¹⁷。明治8年6月、前出の渡辺惟一（東京府第八大区八小区戸長）は、貧民の「情実、民会ノ時々研究ノ上、救方可致、且家職ヲ怠リ或ハ游惰ニ流レ衰窮之者等ハ救助ノ数ヲ除キ、其家職ヲ勉励回復ナサシムベキ也」と論じ、貧民救済について地方民会の審議にかけて方策を定めるとする一方、「惰民」には救助ではなく家職への復帰を促すとした¹⁸。新政府が人民一般の生業勉励を促し、士族・貧民の就業を求めるなかで、先述の学資償却論が生じたものとみられる。

もっとも、古川らが学資償却論を退けたように、実際に貧民に対して学資償却を迫ることは困難であった。千葉県では明治10年12月、「貧民子女学資給与規則」を制定し、経済的事情で就学困難な者に「県庁ヨリ資金ヲ給与シ、書籍器具筆墨紙ヲ購ヒ就学セシム」として具体的な支援策をまとめたが、貧民の学資償却は求めなかった¹⁹。

(2)人民生活への介入

旧慣の活用とともに、しばしば議論の的となったのが強制力の発動である。旧慣が地方学事の問題を解決しきれない、あるいは新たな問題を生ずるために、官の役割が問題とされたのである。第一大学区第一回教育会議「学資集徴ノ議」では、学資金収集に府県庁による人民への賦課の是非が議論された。平山晋（千葉県）は「賦課ハ府県庁ノ特権ヲ以テ命令施行スルモノナレバ、是圧制タルヲ免レズ。故ニ学資ヲ集徴スルハ宜ク人民ヲ鼓舞奨励シテ出金セシム可シ」として賦課法の「圧制」によらず「鼓舞奨励」を基本とするよう求めた。これに対し、清浦奎吾（埼玉県）は「賦課法ノ妥当ナラザルハ論ヲ俟タズト雖ドモ、集徴ノ方法ハ之ヲ預定セザル可ラズ。夫レ出スニ吝ナルハ人情ノ常ナリ。特ニ之ヲ鼓舞奨励ニ委ルトキハ、恐クハ資金豊備ノ時ナカル可シ」として、賦課法が妥当でないにせよ、人民の意志に任せては出金を厭うため、人民に説諭を加え、一定額の出金を求めるべきであるとした。古川良輔（栃木県）は「教育ハ人民各自ノ義務ナレドモ、方今未開ノ人民未ダ教育ノ何者タルヲ弁ゼズ。苟モ免レントシテ、敢テ恥ルナシ」として、教育の義務を意に介さない人民には賦課法と強促就学の実施が不可欠であると強調した。清浦は「教育ノ何者タルヲ知ラザル人民ヲ鞭策シ学費ヲ賦課スルハ、教ヘザルノ民ヲ網スルニ近シ。故ニ命令シテ賦課スルハ不可ナリ」として、人民に教育の意義が理解されていないからこそ強制力の発動には慎重であるべきだと指摘した。久保田彦作（東京府）は「未開ノ人民如何ニ条理ヲ以テ説諭スルトモ、俚語ニ謂ハコル馬耳ニ念仏、其了解ヲ得ザルハ勿論ナリ。寧ロ人民ノ不平ヲ醸スモ断然之ヲ賦課セザレバ学費豊備セズ。故ニ目下已ムヲ得ズ賦課ヲ宜トス。今ヤ人民之ヲ圧制トスルモ、後年必ズ至仁ノ政トナサン」と、たとえ「圧制」と非難されても招来のため賦課法を強行する必要があるとした。結局、賦課法の可否については、可が14名、否が11名と議場を二分した。

また、同議案において、学資金収集の目的が立たない地域で「祭礼等ニ托シ手技角力或ハ芝居等ノ為メニ散財スベカラズ」とした条文についても、意見が分かれた。久保田は原案に賛成したが、古川は「游技ヲ禁ズルハ大ニ人民ノ自由ヲ妨グルニ当リ、官其権ヲ有セズ」として、人民の「自由」を妨げる権限は官

にはないと牽制した。採決では原案賛成が16名の多数を得たが、官権の範囲をめぐって「自由」が取り沙汰されたのは注目に値する。同会議では「男女ヲ教授スルニ方法自ラ別アル事」審議において、再び「自由」の問題が浮上している。原案第四条「男子ノ修身口授ニハ最モ義士仁人ノ事蹟ヲ演説シ、女子ニハ務メテ貞婦烈女〔ノ〕志操ヲ称揚ス可シ」について、八木弘（東京府上等訓導）は「本条説ク所ノ義士烈女等ノ事ハ、皆事変遭遇ノ上ニ発象セサルモノニテ、平常無事ノ時コレアルニ非ズ。故ニコレ等ノコトハ修身ノ主旨ト為ス可カラズ。修身ノ主旨ハ日用常行ヨリ自由ノ志ヲ存養セシムル事等ヲ口授シ、傍ラ本条説ク所ノコトニ及ブベシ」とする。山田行元（千葉県）は「八木氏論ズル所自由ノ理ヲ口授スル議ハ、修身上ニ関スルモノニ非ズ。如何トナレバ修身ハ道学ノ事、自由ハ立法ノ源ニシテ、固ヨリ同一ニ論ズベキモノニ非ズ。殊ニ道学ハ己ノ自由ヲ屈スルモノナルヲヤ」としたが、八木は「自由ノ語ハ元来礼儀ニ進ムノ訳語モアリ、決シテ道学ヲ離ルヽモノニ非ズ。道学ヲ離ルヽノ自由ハ所謂放蕩無頼ニシテ、真ノ自由ニ非ルナリ」と反論した。「自由」は道学の対極にあると捉えた山田に対して、八木は教育をつうじて伸張する「自由」とは、自分勝手（「放蕩無頼」）の自由ではなく、「礼儀」に進む「真ノ自由」であり、道学と背馳するものではないとした。こうした「自由」の認識は、福澤論吉「世の文明開化」（『西洋事情』外編、慶應3年）に次のように紹介されている。

歴史を察するに人生の始は莽昧にして、次第に文明開化に赴くものなり。莽昧不文の世に在ては礼儀の道未だ行はれずして人々自から血気を制し情欲を抑ゆる事能はず。大は小を犯し、強は弱を虐し、配偶の婦人を視る事奴婢の如く、父の子を御するに無道を以てするも之を制する者なし。且世間相信ずるの意薄くして、交際の道甚だ狭きが故に、制度を設け一般のために利益を謀る事能はず。世の文明に赴くに従て、此風俗次第に止み、礼儀を重じて情欲を制し、小は大に助けられ、弱は強に護られ、人々相信じて独其私を顧みず。世間一般の為に便利を謀る者多し。

福澤は礼儀・交際にもとづいて公益を図る“文明の自由”を、文明社会形成に不可欠なものとして捉える一方、放蕩無頼による“野蛮の自由”をこれに対置して「恰も人をして餓死せしむるの自由なり、力を以て暴虐を恣にするの自由なり、罪を犯して罰を蒙る事なきの自由なり。豈これを真の自由と云ふ可けんや」と批判した。福澤によれば“文明の自由”こそ「真の自由」である。同様の議論は、寺島宗則（特命全權公使）の以下の書翰にも認められる²⁰。「近來本邦之洋学者輩毎事自由之權と申事を吐露致し候得共、此自由の權と申す語は自然の自由とは違ひ申候。方今我国少年輩之所好は野蕃の好める自然自由にて、富強の基たる開化自由にては無之候。本邦の流行にて自由の權と申せば、法律と良智とに離れたる放蕩無頼と同じ様に見做（後略）」。こうした欧米法由来の「自由」の議論が、第一大学区教育会議における八木の発言の背景にあると考えられる。一方で、地方学事に影響を与える議論には、旧来の価値観に由来するものも認められる。第一大学区第一回教育會議（教員會議）「男女ヲ教授スルニ方法自ラ別アル事」審議では、第8条「女児ハ男袴ヲ着ケシムベカラズ」をめぐって、賛否両論となった。そのなかで賛成多数は以下の村上珍休（東京府上等訓導）の動議である。「女子ノ男袴ヲ着クルハ体裁ニ於テ甚不可トス。故ニ本文ニ於テ襠まち〔袴の内股に使われる差込布〕ナキ袴ヲ着クルヲ宜シト改ムベシ。然レドモ目今女子ノ服製未ダ定ラザルヲ以テ、強テ一般之ヲ着クルコトヲ要スベカラズ。故ニ袴ヲ着ケザルモ妨ゲナシト傍書スベシ」。女子の着袴は、従来の着物に代わり学校生活上の動きやすさを考慮したものだったが、男子の衣服と捉えられてきたために、「女子ノ男服ヲ用ユルハ其本体ヲ失ヒ、却テ風俗ヲ害ス」（田口小作／山梨県一等訓導）と反対する声が挙がったが、「泰西ニ於テモ女子ハ我邦ノ袴ノ如キモノアリ。然ドモ我邦其製未ダ定マラズ。故ニ当分ハ襠ナキ袴ヲ着クルモ妨ナシトス」（小林義則／神奈川県師範学校一等訓導）、「泰西各国婦人ノ服制皆袴アリ。独り我邦ノミ女子ノ袴ナキハ甚ダ体裁ヲ失ス。且宮中官女ハ從來皆袴ヲ用フ。況ンヤ目

今ノ形勢ニ於テハ小学女生徒ノ如キ、袴ヲ用フルヲ至当トス。但シ男袴ハ着シム可ラズ、襠ナキモノヲ用ユベシ」(八木弘／東京府上等訓導)、「我邦ノ服製寛濶ニシテ飄揚シ易シ。故ニ起居動作ノ間、往々醜体ヲ露ス。教場ニ於テモ不体裁ノ事アルベシ。依リテ女子ハ袴ヲ着クルヲ最モ可トス」(鶴瀨巳十／埼玉県中師範)といった意見が相次ぎ、結局村上動議が支持を集めた。男女を問わない教育を理念としながらも、男女を表示する服装を堅持する意見が多数を占め、欧米や日本古来の実例に根拠が求められた。

また、同第9条「女子ハ骨格軟弱ナルヲ以テ体操ヲ遊戯ニ換フベシ」をめぐっても、賛否両論となった。女子の体操を必要と認める、賛成多数(7名)は以下の古川良輔の動議である。

体操ヲ教ユルハ女子ハ男子ト異ナル所アルベシト改ムベシ。体操ハ固ヨリ健康ノ為メナリ。然バ則チ女子ノミ之ヲ廃スルノ理ナシ。既ニ本部師範学校ニ於テモ其区別未ダ判然ナラズト雖モ、現ニ女子ニモ之ヲ学バセリ。故ニ女子ニ於テ体操ヲ廃スレバ不可ナリ。

健康維持が男女ともに必要である以上、体操における差異は教え方によって、体操そのものの有無ではないと古川は説いた。その一方で、女子体操無用論を唱える原案賛成者も6名に上っており、普通教育の理念から離れて男女別学を求める意見も少なくなかった。

このように、地方学事をめぐる模索過程では、在来と舶来の価値観の双方が働いて議論に影響を与えていたことが窺える。

(3)旧慣の再評価

地方学事の展開とともに、旧慣が改めて評価されるケースもみられる。明治12年11月20日、野田貞雄(三重県安濃郡雲林院学校訓導)は自らの意見書において次のように説明する²¹。

当村では富豪が少なく、多数の者たちは日々の生計に必死である。ゆえに学務諸員がどれほど説論を加えても、現行の仕組みでは不就学をなくすことはできない。かつては都鄙を論ぜず各所に「寺子屋」があり、「専ら習字を教へ、兼て読書算術等を授け、或は富貴の人に応じ、或は貧賤の者に適す。故に父兄たるもの各其分に応じ其学科を撰んで子弟を託し、或は習字の一科を学ばしめ、或〔は〕三学共に研究せしむる等随意」にして、その年限や謝礼の支払い方も「一定するある事なく」便宜の方法でよかった。これにより「赤貧の児童と雖も亦幾分かの学科を修め、漸くいろは四十八文字を記憶し得れば、則ち日常の事を処するに方り稍々其便を得たりしなり。是れ就学の徒の昔時に多かりし所以なり」。これに対して現在は、みな小学校に通い、「四隣の村名」はさておき、万国の地理歴史を諳んじ、洋算等をも習い、決まった謝金を支払い、「貧縷を纏ふて富有のものと同登校し、彼此同等に其学科を修めざるべからざるを嫌ひ、到底就学せず」。不就学の子どもたちは父兄によって働かされ、あるいは遊戯に耽溺して教えられることがなく、無為に日々を過ごし、字を知らないまま一生を終えることになる。したがって、「仮令其学科は陳腐に属すと雖も、此等の徒に比すれば則其賢れる^{すく}実^まに幾層なるを知らず」。現今の小学教科は山村僻地に不相当であるため、改善を要する。まず小学教則を二、三等に区別する。なぜなら「同県下にありて同郡内に住するものと雖も、山間僻陬(へきすう)の地に専ら農業を務むるものと、海濱繁華の地に商売を営むものと、其民情土俗大に懸隔して、苟も其利害を同ふすべからざる所あればなり」。学区制もまた人民の不便をきたしているため、「暫く其民情を熟察」し、従前の聯区を解き、その独立・聯合を「人民の適意に任じ」、さらに「其地其校に恰当せる教則を仮定せしめ」たうえて官の「取捨折衷」を経て規則を制定することを望む。

野田が問題にしたのは、人民の生活状況と乖離した画一的な教育および地方学事の様態であった。寺子屋を参照例として持ち出すことにより、簡易で柔軟な学校の必要性を説いたが、野田は学校教育を否定しているわけではなく、すべてを人民の随意に任せればよいと言っているわけでもない。これまで人民一般

の就学を勧めてきたが、画一の方策だけではこれ以上の成果は期待できず、「人民の適意」により教育制度に柔軟性をもたせることが肝要との結論に達した。その際、浮上したのが寺子屋の記憶であり、野田は明治13年当時に必要な教育・地方学事の柔軟性を説明するためにこれを活用したのである。

野田とは異なる形で旧慣の再評価を行ったのが、籠手田安定（滋賀県令）である。籠手田は同年3月の河野敏謙（文部卿）宛意見書において、道德の衰退と挽回策について次のように語っている²²。近年の景況をみるに、とすれば小学子弟に「高尚の学」を講じ、あるいは「法律」を研究させ、修身学を軽視する傾向にある。これにより「自由の主義を誤解」させ、「放恣を以て自由と認め君父を軽じ、狡猾を以て才智とし、信義を絶滅し自ら称して自由の民と謂ふに至るものあり」。また、多少とも学問のあるものは「孝悌忠信の道を迂闊なりとし、口に欧米各国の文明を称誉するも、欧米各国皆道德の崇ぶを知らざるものあり」。こうした歎ずべき状況を打開するためには、「孝悌忠信」を主とする修身学を強化しなければならない。明治12年の教育令制定以来、教則は「人民の望む所に任せ」ることとなったが、人民は「未開」、小学教員は「未熟」、学務委員は「無学」であり、良教則の編製は期待できない。かくなる上は、英米両国以外の国々にみられる「保護教育」の方針を採用し、「現今人智の進度を量り、旧学制と今の教育令とを参酌し」、適切な「模範教則」を定めてその範疇において「風土人情に依り其規則を酌量編製することを許し、修身学は専ら孝悌忠信の教を主とし」て全国に行き渡らせるべきである。そうすれば「幼稚の子弟をして君父を尊崇し、信義を重んじ、我国体を尚び、忠愛を盡し、人皆礼儀廉恥を知り、各其業に安んぜん。是れ乃ち富国強兵の基礎たらん事敢て疑を容れざる所なり」と。

籠手田が修身学について儒教の教えへの回帰を主張するのは、明治初期に展開してきた新たな教育が従来の道德的基盤を破壊し、国家の弱体化をもたらすと危機感をもったからである。籠手田は同月26日にも追加の意見書を送り、「人民を教化し風俗を善良ならしめ治安を経画せん」がためには「孝悌忠信」を主とする教育が必要であると再論した²³。それは「我が固有の風俗」を保守することによる危機回避論であった。

道德の衰頹については、前出の渡辺惟一（東京府第八大区八小区戸長）も「最注意スベキハ生徒学業進歩ニ随ヒ強情ノ心根ヲ不醸様」にすることでであると説いており、身近に感じられる問題であったと考えられる²⁴。学校教育が新しいものである以上、そこで得られる教養は親以上の世代にはないものが多いため、この種の軋轢が生じやすかった。第一大学区第一回教育会議における八木の議論では、道德教育が文明社会の形成において重要なものとされたが、ここでは従来社会の瓦解を防ぐために伝統的道德観が援用されていることが窺える。なお、この問題に関連して、エルウィン・ベルツは次のような教育意見を呈している²⁵。

かつての日本は五倫の教えにもとづき、「鞏固ナル社会的ノ秩序」を維持し、「確乎タル規律」を保持してきたが、明治初年以來、「西洋開化」の外形的模倣に奔り、「日本国古來ノ文明ノ全基礎」を放擲・蔑視するに至った。西洋の「個人主義」が新組織とともに急に導入されたために「危懼ノ念」に堪えない。外国語・学術を学んだ少年たちは「自ら老人ニ優レリト思考」し、「父兄ヨリ賢者」である、「旧教師ヨリ智ナリ」と自認する。こうした「現今ノ少年ノ不従順及ビ傲慢ヲシテ愈々増長」させれば、ついに「国土ヲ危クスルガ如キ民族ヲ生ゼシム」ることとなるだろう、と。ベルツの見解は籠手田のそれと相通ずるが、ベルツの提起する方策は「日本歴史」の必修化であった。すなわち、「生徒は新田義貞、楠木正成、或は源義経等に関する種々の単特なる事件を知らざるに非ずと雖も絶て歴史的事実の源因結果に関する総括的意見を有する者無く、（中略）現今の学生は此れ等の研究を以て徒らに光陰を消費するものなりと誤認し、単に其の職業に要する学科の研究にのみ汲々たり。然れども日本歴史は頗る高尚なる龜鑑と趣味ある証例に富むに非ずや」と。歴史的伝統の力を借りて国家・社会の安定性向上を図ろうというのである。

3. 地方学事と「民意」

(1) 「民意」への対応

地方議会開設、とくに明治13年（1880年）以降の区町村会開設により、地方学事に要する諸費用は地域代表者の審議事項となった。地方学事は地域代表者たちの意思や地域経済の動向に大きく左右されることになったが、この制度化された「民意」とそれへの対応はどのようなものだったのか。以下では、町村会および郡単位の聯合町村会（組合会）などにおける議論を手がかりに検討する。

明治16年、宮城県学事諮問会が開かれ、その諮問第二項「学資金支出ニ係ル町村会ノ実況」について、以下のような各郡答議が呈された²⁶。

登米郡では「町村会ハ学資金支出ノ事ヲ議スルヤ常ニ其減殺ヲ主トスルヲ以、為メニ維持スル能ハズ。故ニ主任書記等臨席シテ学事ノ得失ヲ弁論シ、僅ニ維持ノ方法ヲ得ルノ有様ナリ」という。県内では仙台区こそ増額となったが、大半の郡で減額論が相次いだ（牡鹿・名取・桃生・伊具亘理・黒川加美・柴田刈田・志田玉造・栗原・遠田の各郡）。柴田刈田郡の答議には「議員稍モスレバ学費減少ノ論ヲ主張スルニ至ル、之レ全ク学校ヲ蔑視スルニ出ルモノニアラズ。只協議費ヲ減ジ自己ノ負担ヲ軽易セントスル皮想〔相〕ノ念慮ニ止マル」ものであると。つまり、町村会の減額論は明治初年のように学問・学校に対する反発から生じたのではなく、町村協議費の削減を図る意図によるものであるという。一方、栗原郡の答議では、減額論の原因を「米豆ノ下落ト金融梗塞」に求めている。同郡では諸税その他の納金に米豆の販売で得た資金を充てているため、米豆の価格低下により人民「困苦」の状況にあるという。ゆえに減額は地方学事にとどまらず町村協議費全体に及んでいるが、町村協議費の「八九割」が学資金なので、減額の影響を最も受けたと説明する。

仙台区では学資金増額を達成したが、その負担額を各人民に割賦するとき「区内人民貧困者多キニ居リ、金融梗塞学資負担ニ堪ヘザル有様ナレバ、経済上困難ヲ極ムル者トス」。町村会議員は富民だが、区内には多くの貧民が暮らしている。そのため、富民の経済感覚で学資金を決定すれば、貧民がその負担に耐えられない事態が生ずることとなる。同様の問題は、福島県庁の報告書にもみえ、町村会議員が「近況新奇を好むに流れ、知らず識らず民度進運の傾向に依て民力耐へざるを慮かるに至らざるの景況」すなわち「冗費忘用の弊」が認められる²⁷。これは「町村会議員たるもの多く町村の富裕者にして、自力の耐ゆる思想より貧民の耐否を斟るの度量に乏しきは自然の状態とす」と観測され、「町村費に適実なる制限を置」くことが必要であるという。減額論のみならず増額論にも「民意」と地方学事の関係の難しさが認識されていたことが窺える。

人民が教育費の低減を望んだ場合、その意志は地方学事においてどのように取り扱うのか。以下は、明治19年10月1日、村上四郎（東彼杵郡川棚村総代）ら6名「小学簡易科廃止願」の要旨である²⁸。川棚村では尋常・簡易の両校設置の指定をうけたが、財政難ゆえ両校維持には「授業料実収及び村費補助等の施行上」少なからぬ困難を生じるばかりか、授業料のかからない簡易科に人民が殺到し、尋常小学校の「衰微」を招くこととなる。生徒たちの学びが簡易科に止まれば各自前途の方向を失し「終身の不幸」となる。そこで、簡易科を廃して村内中央に位置する尋常一校にまとめ、相当の授業料を課し、村費補助を与えて「同一完全の教育」を受けさせるようにすべきである。これを維持すれば父兄においても教育の重要性を自覚し、学事奨励の道も開けるものと考え、と。

これには10月5日、原田謙吾（東彼杵郡長）の副申が付けられた。原田も人民が授業料支払いを避けるため「妄りに簡易科を以て足れりとするの弊を生ずる恐」があると認める。尋常一校にまとめれば「費用

も少なく位置に於て苦情等無之、反て将来の得策と思考候」とする。しかし、県庁回答書によれば「授業料を要せざる簡易科にのみ就学輻輳するは其勢云々と謂ふが如きは戸長の管理如何に在て、終身の幸と不幸とを来すは村民自己の向背に存するものなれば、自業自得の不幸を官庁に訴ふるは理なき殊に候」。長崎県庁は、尋常・簡易両校は法令上認められた選択肢であり、あえて簡易科を選択するのは「自業自得の不幸」と突き放した。「未開」の人民に代わり官が人民一般の「公平」を実現するのではなく、人民の選択の「自由」を認める——その責任も人民自身が背負う仕組みに変わりつつあったことが窺える。

ただ、府県庁が「公平」実現の役割をすべて放棄したわけではない。ここでは明治19年7月22日、島原町・島原村の両戸長「小学校之儀に付上申」と県庁の指令をもとに検討したい²⁹。長崎県庁は島原校と有明校をそれぞれ男子校、女子校とする計画を両戸長へ伝えたが、両戸長はその実施困難を次のように上申した。すなわち、島原校は主に「士族の子弟を養成」し、有明校は専ら「商家の子弟を養成」してきた。さらに柏野・萩原に分校を設置したのは「農家のために便を計」るためだった。これらの措置は「土農商各目的相異り、平素の行為又同じからず」が故である、と。これに対して長崎県庁は「因襲の陋俗」を破り、「経済の便益」を与えるため、計画通り実施するよう通達した。

一連のやり取りは、旧身分にもとづく学校編制を求める両町村と、それを否定する長崎県庁の立場の違いを示しており、旧身分秩序を教育・地方学事に残すことはできなかった。

(2)「民意」という火種

「民意」が新たな混乱のもととなるケースも認められる。以下は、明治26年12月、西閉伊郡組合会における議論とその後の経緯である³⁰。

前年9月「西閉伊郡各町村高等小学校組合規定」の取り消しが、以下の理由により建議された。既設の高等小学校は「只に其所在地の専有物たるが如く」、他町村からの入学生も少ない。入学には学校所在地への寄宿が必要となるが「児童保護の道宜しきを失ひ、傲放殊に寓家の風習及び生活の程度は各自の因襲とは相容れず、実農質樸の風習より出て文弱華美の風に入り、成業後は父兄の生業を嫌悪するの傾向に陥り、復た收拾し得べからざるの虞あり」。しかもこれに要する費用が多額ゆえ、「地元二三屈指の豪農にあらざれば到底之に堪へず」。地元より通学させようとするれば「酷暑邪寒風雨の日、崖坂嶮悪の道路」により、近隣町村からであっても困難を来す。ゆえに父兄らは当該費用を以て地元で補習科を設ける、あるいは「更に学資を募集して高等併置の制」を求める者が甚だ多く「組合費用を負担するの愚なるを主張して止まず」。今後の「教育普及の為め町村経済の為め」、ただちに組合解散を要求する、と。組合会の採決では建議賛成11名（議員総数21名）を得たが、反対意見も相次いだ。たとえば、各町村が町村費負担に苦慮する今、高等小学校を併置する資力はないため、組合解散となれば、実際には高等小学校の費用を負担することなく、他村既設の高等小学校まで通学させることになり、それは「徳義上万々ある可からざる事と信ず」。十分に併置の準備が整うまでは、現状維持とすべきである。あるいは、建議者のいう文弱華美の懸念は、たしかに学校開設当初こそ「高等科卒業せば博士を気取り学士を真似、甚敷に至りては長幼の序を失ひ上座をせねばならぬと云ふ位」だったものの、現在は学校の管理も行き届き、こうした風潮はみられなくなった。また、郡内学齢児童の4割余りが不就学の今、より高等の教育を施し得る状況になるまでは高等科併置は認められない。組合解散という「破壊主義」を採らず、組合費用歩合の再調整に留めるべきである。

若手県庁の郡長宛照会文では、学校所在地との距離による利不利はすでに負担金の傾斜によって合意済みであり、各町村での高等科併置については「尋常小学校に係る児童の就学、教員の待遇等普通教育の普

及完全を期したる後にあらざれば新たに高等小学校を設置すること容易に詮議不相成筈にも有之」、郡長の意見を問うとした。結局、明治27年2月には本件の再議が決定した。

おわりに

学制はその画一性ゆえに、しばしば非現実的であったと批判されてきたが、そのなかで画一性が必要とされていたことは注目に値する。新政府は自らの統治理念を「公平」に求め、身分制解体と各種改革事業をつうじてその理念を広めた。身分制解体後の社会において、学びの内容も身分制社会の実情にあわせた区々なものから、「正則」にもとづく画一の世界へと変更することに意義が認められていた。もっとも、急激な変更は困難であり、「公平」な教育を実現するために用いられたのは、各地各様の旧慣であった。秋田県庁が旧来の学びを支えてきた価値観を取り込んで教育普及を図ろうとしたように、人的・財政的裏付けを欠く当該事業において人民の協力を引き出すことは不可欠であった。旧慣の利用は学校整備の助けとなる反面、公立・私立（家塾）が並び立って「正則」の認知拡大を難しくし、あるいは旧慣のままでは地域的な費用負担への違和感を生じるなど、事業展開は容易ではなかった。富民・貧民関係や男・女関係にみられたように、地域の現実に即した議論を重ねるほど、旧来の価値観もまた教育に影響を与えることとなった。教育普及を図ろうとする県庁官員、区戸長や住民たちにとって、旧慣はその土台にも足枷にもなったのである。

一方で、政府の強制力発動は躊躇された。文部省自身が、強制力発動には人民一般の幅広い教育認知が欠かせないとしたように、認知を欠いた状態での強制は「自由」を阻害する行為であり、政府の統治理念に反するものであった³¹。第一次大学区教育会議においても、人民の「自由」を侵犯しないよう、政府の強制力発動が制約されるとの論理が示され、「自由」の論理が意識されていたことが窺える。また、同会議では人民が文明の「自由」を得るための教育として修身口授が議論されており、政府の不可侵領域を意味する「自由」だけでなく、文明の民として生きる素養としての「自由」も意識されていたことが窺える。

このように、教育普及に不可欠な学資金の収集をめぐることは、旧慣の活用が目指される一方、「自由」「文明」への対応といった新たな問題を含み込みながら議論がすすめられたのである。

地方学事をめぐっては、元来民意との関係が重要であったが、地方議会開設、とくに明治13年以降の区町村会開設により、地域代表者の審議事項となったことで、「民意」への対応は一層重要な問題となった。町村が「自治」の制度を以て組織化されたことにより、地方学事もまた制度化された「民意」（代表制議会をつうじた意思表示）とどのような関係を築くのが問われたのである。

宮城県では（仙台区のように）学資金の増額に決するところがある一方、多くの町村では減額を決議している。柴田刈田郡では郡吏が町村会を巡回し、議員たちの説論にあたるなど、費用負担軽減が優先されないように取り組みをすすめていた。以後、教育費をおさえつつ、教員待遇の改善・安定化を図る試みが続けられた。

富裕層とそれ以外の一般層・貧困層との溝も見えてきた。仙台区では学資金増額を決議したものの、貧困層には耐えがたい負担となっているという。岩手県西閉伊郡組合会における議論では、高等小学・小学校高等科を地元につくりたい富裕層と、現実的ではないとする者たちの間で意見対立が生じていた。

「民意」が教育事業における正当性を付与される一方、その内実は多様な意見の奔流であり、教育事業は旧慣のみならず人々の望ましい未来に対する混沌をも引き受けることとなったのである。制度化された「民意」は、教育事業を支える一方で、新たな問題をも招来し、地域社会の課題となっていった。

註

- 1 倉沢剛『学制の研究』（講談社、1973年）、井上久雄『増補 学制論考』（風間書房、1991年、1963年初版）。
- 2 倉沢剛『教育令の研究』（講談社、1975年）、井上久雄『近代日本教育法の成立』（風間書房、1969年）。
- 3 金子照基『明治前期教育行政史研究』（風間書房、1967年）。
- 4 土方苑子『東京の近代小学校』（東京大学出版会、2002年）。
- 5 坂本紀子『明治前期の小学校と地域社会』（梓出版社、2003年）。
- 6 秋田県公文書館所蔵「明治五年自八月至十二月 官省其外進達書写 庶務課」所収。
- 7 『法令全書』明治6年、内各官報局、1889年、402～403頁。
- 8 福島県歴史資料館所蔵「明治七年同八年 建言留 磐前県」所収。
- 9 湯川文彦『立法と事務の明治維新』第2章（東京大学出版会、2017年）。
- 10 明治8年11月23日、村上権令宛松本十二等出仕意見書（前掲「明治七年同八年 建言留 磐前県」）。
- 11 明治9年「第一大学区教育会議日誌」巻三、17頁（埼玉県立文書館所蔵「長谷川家文書」121）。以下、断りないかぎり、同会議の議事録の引用は本史料による。
- 12 東京都公文書館所蔵「明治八年～十年 諸建言 その一 庶務課」608. A6. 10。
- 13 同前。
- 14 玉川学園大学所蔵「第一大学区第三回教育会議日誌」41頁。
- 15 秋田県公文書館所蔵「明治六年自一月至三月 官省指令原書留 壹番 庶務課」所収。
- 16 前掲注⁽¹²⁾史料所収。
- 17 柴原和『県治方向』千葉県、明治8年10月自序、20～21丁。
- 18 前掲注⁽¹²⁾史料所収。
- 19 千葉県教育百年史編さん委員会編『千葉県教育百年史』第3巻、千葉県教育委員会、1971年、53～56頁。
- 20 明治6年4月2日、大久保利通宛寺島宗則書翰（『大久保利通文書』日本史籍協会、1928年、505頁）。
- 21 三重県総合博物館所蔵「建言書編冊 規則課」明治13年所収。
- 22 明治13年3月3日、河野敏謙宛籠手田安定意見書（滋賀県立公文書館所蔵「明治十三年 官省申牒録 全」）。
- 23 前掲「明治十三年 官省申牒録 全」所収。
- 24 前掲注⁽¹²⁾史料所収。
- 25 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫」B3010。
- 26 宮城県公文書館所蔵「明治十六年 学事諮問会関係 学務課」所収。
- 27 福島県「明治十九年御上京意見書」（福島県歴史資料館所蔵）。
- 28 長崎歴史文化博物館所蔵「明治十九年自九月至十二月 学務課決議簿 学制ノ部 文書課」所収。以下同様。
- 29 長崎歴史文化博物館所蔵「明治十九年自八月至九月 学務課決議簿 学制ノ部」所収。
- 30 岩手県庁総務部総務室所蔵「明治二十七年 岩手県公文類纂 第三課 学務」所収。
- 31 湯川前掲書、第8章参照。